

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第352号）

〔 民事訴訟における被告主張内容根拠文書不存在非公開決定審査請求事案（その2） 〕

（答申日：令和4年3月11日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求に係る不存在による非公開決定において管理していないとした部分のうち、『常勤講師を探すのは各学校であるが、常勤講師枠を学校の判断で他教科に移すことができない』根拠がわかるものについて、「平成29年度府立学校教員人事取扱要領」を特定のうえ、改めて公開、非公開等の決定を行うべきである。その余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年6月8日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

- （1） 被告第1準備書面（以下「書面」）1頁にあるとおり、（以下 略）
- （2） 書面2頁にあるとおり、「常勤講師を探すのは各学校であるが、常勤講師枠を学校の判断で他教科に移すことができない」根拠がわかるもの。（以下「本件請求1」という。）
- （3） 書面2頁にあるとおり、府立〇〇高校における平成29年度非常勤講師時間数について、「学校全体に58時間が配当され、病気休暇取得者の代替措置として16時間が追加配当された」事実がわかるもの。なお、時間割や職員名簿ではその事実が分からないので留意すること。（以下「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を併せて、「本件請求」という。）
- （4）～（7） 略

- 2 令和元年6月25日付けで、実施機関は、同日付け教職人第1931号において、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」といい、本件請求1に係る部分を「本件決定1」といい、本件請求2に係る部分を「本件決定2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

本件請求に係る行政文書のうち、「常勤講師を探すのは各学校であるが、常勤講師枠を学校の判断で他教科に移すことができない」根拠がわかる資料については、存在していないため、管理していない。

本件請求に係る行政文書のうち、府立〇〇高校における平成29年度非常勤講師時間数につ

いて、「病気休暇取得者の代替措置として16時間が追加配当された」事実がわかる資料については、存在していないため管理していない。

- 3 令和元年7月1日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

本件において請求している文書は、〇〇地裁〇〇平成〇年（〇）第〇号「〇〇事件」被告第2準備書面において、〇〇の〇〇が陳述している根拠となるものである。〇〇の職にあった者が根拠無く裁判資料を陳述することは考え難いため、本件決定は著しく不当である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次の通りである。

- 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

- 2 弁明の理由

- (1) 本件請求1について

教職員の人事は、各学校の実情に応じて、校長・准校長の具申をもとに行われ、実施機関は、校長・准校長の具申をもとに、府立学校全体の状況を踏まえて、人事異動を行う。実施機関が校長・准校長の具申をもとに人事異動を行う中で、「常勤講師枠」についても決められていくため、学校の判断のみで「常勤講師枠」を「他教科に移す」ことはできない。ただし、このことを具体的に示す資料は存在していないため、本件決定が不当であるとはいえない。

- (2) 本件請求2について

実施機関では、各府立高校において教諭等が1月以上の病気休暇を取得した場合、学校長は、その本務者の持ち時間数を基本として、代替となる非常勤講師の任用の内申を行うことができることとしている。

そのため、代替の任用事由が生じた学校長は、本務者の持ち授業時間数を基本として、講師登録者の中から任用目的に応じた者を選定し、任用内申を提出する。実施機関は、任用内申を

うけて、適切と判断した場合は任用の発令を行う。このような手続きで、病気休暇代替に係る非常勤講師の任用手続きが行われる。

そのため、実施機関から〇〇高校に対して、病気休暇取得者の代替措置として16時間の追加措置をした資料はない。

3 結論

以上のとおり、それぞれ事実の分かる資料は存在しておらず、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求1について

当審査会が実施機関に各学校の常勤講師枠の決定に係る実務について確認したところ、教職員の人事は各学校ではなく実施機関内の本庁の所管課が校長・准校長の具申をもとに府立学校全体の状況を踏まえて行っており、「常勤講師枠」の決定は人事異動の中で行われるため、各学校の判断のみで「常勤講師枠」を「他教科に移す」ことはできないことになっているということである。

当審査会において、実施機関の資料である平成29年度府立学校教員人事取扱要領（以下「取扱要領」という。）を見分したところ、実施機関の説明どおり、府立学校教職員人事は、各学校の実情に応じて、校長・准校長の具申をもとに、府立学校全体の状況を踏まえて、実施機関が計画的に異動を行う旨記載されていることが確認できた。

このことからすると、本件請求1の内容を直接記載した文書が存在しないとする実施機関の

主張は一定理解できる。

とはいえ、取扱要領には本件請求1の内容が直接記載されていないものの、この取扱要領は、本件請求1で審査請求人が求める各学校で常勤講師枠を移すことができないという運用の参考文書と認めることが可能なものである。したがって、取扱要領は本件請求1の対象文書に含めるべきである。

以上のことから、本件決定1は妥当ではなく、改めて、本件請求1の対象文書として取扱要領を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

(2) 本件請求2について

当審査会が実施機関に非常勤枠の代替措置に係る実務を確認したところ、病気休暇取得時における非常勤講師の代替措置の手続きについては、病気休暇取得者が出た場合は、各府立高等学校において、非常勤雇用伺を入力し、必要資料を提出して、非常勤の発令を行うものであり、実施機関から各府立高等学校に非常勤時間数を追加配当するという手続きではなく、追加配当の要求資料や配当の通知文書等は存在しないとのことであった。また、実際に平成29年度において、追加配当された事実もなかったとのことである。

当審査会において、実施機関の資料を見分したところ、病気休暇取得時における非常勤講師の代替措置の手続きは実施機関の説明のとおりであることが確認でき、16時間が追加配当されたという内容が記載された文書の存在は認められなかった。

以上のことから、実施機関の説明に不自然な点はなく、本件決定2は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理